

尾鷲市地域公共交通活性化協議会規約（平成20年5月28日施行）一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第9条（略） （事務局） 第10条（略） 2 事務局は尾鷲市市長公室に置く。 3・4（略） 第11条～第16条（略） 附則（略）</p>	<p>第1条～第9条（略） （事務局） 第10条（略） 2 事務局は尾鷲市政策調整課に置く。 3・4（略） 第11条～第16条（略） 附則（略）</p>